

平成 21 年 4 月 6 日

日本学術会議会長 殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が科学に関する重要課題、緊急的な対応を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり課題別委員会の設置を提案します。

記

- 1 提案者（氏名は 50 音順）
春日文子（第二部会員）
片山倫子（第二部会員）
岸 玲子（第二部会員）
白澤政和（第一部会員）
南 裕子（第二部会員、健康・生活科学委員会委員長）
- 2 委員会名 労働雇用環境と働く人の生活・健康・安全
- 3 設置期間 平成 21 年 4 月 6 日（幹事会承認日）から平成 22 年 4 月 30 日まで
- 4 課題の内容
 - (1) 課題の概要
世界的な経済情勢の大きな変化から、雇用環境の悪化など労働環境をめぐる状況は極めて厳しい。「派遣切り」など特に非正規雇労働者の大量の首切り・失職があいついで報道されているが、企業の業績悪化から正社員の雇用継続も先々の不安材料が多い。わが国の自殺者は既に年間3万人を越えているが、特に壮年期男性の自殺の比率が高いので今後不況の規模拡大とともに、さらにその増加が危惧される。わが国では長時間労働など労働環境の改善には大きな課題が残っているが、労働環境の課題は安全衛生などカバーすべき領域が広いうえ、影響は労働者個人にとどまらずその家族や、地域社会などを含めて日本国民全体に及ぶ。さらに労働者の生活や健康や安全の問題は、わが国の産業の発展にも直結している点から、単に短期的な経済的問題としてとらえるのみならず、日本の将来のありかたを深く見据えて考えるべき極めて重要な課題である。
そこで、全世界的に広がっている現在の経済危機を見据えながら、労働環境と働く人の健康や安全、生活の関係について、今後、国など関係機関、企業や労働組合、研究者や学術機関はどのような対応や役割を果たすべきなのか？諸課題の整理と、政策的提言をおこなうことが急務と考え、本課題別委員会の設置を提案する。
働く現場の多くの課題は、わが国のみならず世界各国の課題とも連動しているので、今後の解決取り組みについては世界的な動向に注意しつつ情報収集をはかる。委員は人

文社会科学、生命科学、理工学の各分野の多くの学術領域から参加を求め、1部から3部にわたる委員会・各分科会と連携を保ちつつ、学術横断的に考察を加えた提言を行い、学術会議としての見解を集約する。わが国の今後の対応に役立てたい。

(2) 審議の必要性と達成すべき結果

わが国では長年、長時間労働が問題視され産業医による過重労働対策が重要とされながら、「健康日本21」に「職場環境改善」が入っていなかったなど、健康づくりと職場環境問題が乖離し十分、結びついていなかった。制度的にみると労働安全衛生法における労働者50人未満の事業所と50人以上の事業所では産業保健サービスに大きな格差があり、また女性労働者と男性労働者間の賃金や待遇格差も先進国の中では極めて大きかった。それらに加えて1996年以降、非正規雇用労働者の増加が著しく、社会保険制度や年金などでも大きな格差が生まれ、ワーキングプア問題も露呈した。そこに2008年の世界的経済危機の勃発で、雇用労働者およびその家族の環境はさらに一層、深刻な問題が噴出ししている。

本委員会は1) わが国の労働者とその家族の生活、健康や安全についてその問題点の概要を整理する。特に2) 過去10数年の雇用労働環境激変のもとにおける問題点を検討する。3) 非正規雇用労働者を含めて労働の実態と健康・安全・生活の課題を明らかにする。4) 経済危機深化の中で、世界各国の政府機関、国際機関、他国科学アカデミーがどのような対策・対応、提言などがなされているかを調査し、今後の5) 国、関係諸機関、およびアカデミーの役割を明確にする。6) 現代社会において、働く人およびその家族が、健康で安全、安心な生活を送ることができるように、学術研究組織や体制などの在り方を含めて提言をまとめる。

本提案は第2部部会で審議され今年度の課題別委員会として提案することが決まったが、わが国ではこれまで労働安全衛生の専門家と労働法、労働経済学などの学際関係分野の交流はほとんどなかったため、今回、第1部、3部にまたがり、総合的な課題別委員会として設置されれば、各専門分野から集まる委員が課題を共有して課題を整理することができるので今後の取り組みに大きな成果が生まれることが期待される

(3) 日本学術会議における関連する活動

日本学術会議では第20期には多くの課題別委員会が設置されたが、労働安全衛生の問題を本格的に扱っている委員会はなかった。分科会では「パブリックヘルス科学分科会」(第2部基礎医学委員会と健康・生活科学委員会合同)、「環境リスク分科会」(第3部環境学委員会・第2部健康・生活科学委員会合同)などの分科会は設置されていたが労働環境を主体に審議や検討は行われなかった。そのほか「リスク社会と法」分科会(第1部法学委員会)、「工学システムに関する安全・安心・リスク検討分科会」(第3部総合工学委員会・機械工学委員会合同)、社会学委員会・経済学委員会合同「包摂的社会政策に関する多角的検討」分科会などがある。なお21期「日本の展望」委員会では、生活安全や環境リスク、国民生活に関係のある委員会があるが、経済危機下での労働環境と働く人の生活や健康、安全に特化したものはない。

(4) 日本学術会議が過去(又は現在)行った関連する報告等の有無

昭和40年に「産業安全衛生に関する諸研究の拡充強化について」勧告が出された。ま

た昭和55年11月、「労働衛生の効果的推進について」短い要望がだされた。しかし、それ以降、労働安全衛生の課題については関連する報告や提言はこれまで約30年間、全く出されていない。

(5) 政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミー等の関連する報告等の有無

OECD の統計によると 2006 年、日本の貧困率はアメリカについて先進国中、世界第 2 位である。これまで指摘されてきた高齢者の増加による格差の拡大のみならず現役雇用世代（15-65 歳まで）でも、貧困率は世界第 2 位にのぼることから、貧困率上昇の背景に日本国内の社会経済問題が大きくなっていることが懸念される。実際、国税庁の民間給与実態統計調査では年間 200 万円以下の収入しかない労働者が 1000 万人を超え、総務省の労働力調査によれば派遣など非正規雇用労働者は 1732 万人に達し、非正規雇用は女性では 5 割、男性は 3 割、あわせて 4 割近い。昨年来の経済危機深刻化から、年度末には新たに 35 万人に及ぶ失業者が生まれることが危惧されている。

働く人の健康面でみると、厚生労働省の年次別労働災害申請数およびその認定件数から過去 10 年、労働者の自殺や鬱などメンタルヘルス問題の激増があり、また長時間労働によるいわゆる過労死などを含む心臓および脳の循環器系疾患も依然、高いレベルで続いている。関係国際機関のうち、ILO 本部は、1999 年に「decent work for all（世界の全ての人びとに人間らしい労働を）」を 21 世紀の第一目標とする活動呼びかけた。2008 年の年次報告書の中では、世界の 3 分の 2 の国で経済格差が一層顕著になり、労働者の健康や安全に大きな影響が広がってきていることが指摘されている。WHO では、2008 年に「Commission on Social Determinants of Health(健康の社会決定要因委員会)」が最終報告「Closing the gap in a generation—Health equity through action on the social determinants of health」をとりまとめ発刊した。それによれば、21 世紀の健康問題では、Daily Living Conditions の中で「Fair Employment and Decent work」の重要性が触れられている。

(http://whqlibdoc.who.int/publications/2008/9789241563703_eng.pdf)

国際アカデミーとしては国際労働衛生会議（International Congress of Occupational Health）があり、我が国から約 100 名の active member もいる。ICOH には Scientific commission of unemployment などもある。最近の対外活動について早急に資料を集める必要がある。

(5) 各府省等からの審議要請の有無
なし

5 審議の進め方

(1) 課題検討への主体的参加者

労働安全衛生各分野（職業病、労働関連疾患やメンタルヘルス、人間工学など）の専門家に加えて、労働法、労働経済学の専門家、あるいは ILO など国際機関での活動経験者、CSR（企業活動の社会的責任）に関する専門家など 1 部、2 部、3 部から参加をお願いしたい。課題の大きさ、複雑さから、また短い期間に提言や報告をまとめるためにも可能であれば、関係の研究財団やシンクタンクにも特に国内外の関連情報収集などをお願いしたい。

(2) 必要な専門分野及び構成委員数（各部別の委員概数を含む）

すべての専門分野。特に労働衛生の専門家を2部から10名程度、1部から労働法、労働経済学などの分野の専門家を数名、3部から労働安全専門家を数名程度。さらに非正規雇用問題など専門を絞って特任連携会員数名を含み、合計25名以内

(3) 審議の内容（予定）

- 1) 労働者の生活、健康や安全について研究や調査の動向を検討。その概要を整理するとともに、課題と問題点を検討する。
- 2) 労働者の生活、健康や安全に関連した雇用と労働条件に関する国の諸制度、環境整備に関する国際的な比較検討
- 3) 世界的経済危機深化の中で、世界各国の政府機関、国際機関、他国アカデミーで労働者の生活、健康や安全についてどのような対策・対応、提言などがなされているかを調査し、国、関係諸機関、およびアカデミーの役割を明確にする地球規模での経済変化が雇用労働環境に及ぼす影響に関する調査
- 4) 雇用や労働条件の変化によって引き起こされる労働者およびその家族の生活、衛生、安全の問題に対応する社会意識の啓発と政策的対応を明らかにするためのシンポジウム・セミナーなどを開催する。
- 5) 国民・関係諸団体とのコミュニケーションによる意見交流
- 6) 働く人およびその家族の生活・健康・安全に関する学術と研究の今後のあり方や研究体制に関する検討
- 7) 諸課題の解析と提言の作成

(4) 中間目標を含む完了に至るスケジュール

平成21年12月までに中間とりまとめ

平成22年4月とりまとめ予定

6 その他課題に関する参考情報

特になし